

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

2019（平成31）年4月16日

証拠調べに関する意見書

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

佐世保市水道局長谷本薫治氏の証人尋問の必要性について意見を述べる。

第1 本件訴訟の争点

- 1 本件訴訟において、原告らは、被告らの違法な工事により、原告らの権利が侵害されることを理由に、その違法な工事の差止を求めている。

被告らの工事が「違法」である理由は、その工事の根拠となっている石木ダム建設事業が違法だからである。違法な事業に基づく工事は当然に違法となる。

また、石木ダム建設事業が「違法」である理由は、(主として)それが全く不必要な事業であるからである。

石木ダム事業が「利水面」に関して「全く不必要である」ことは、次項に述べる通りである。

2 石木ダム事業が全く不要な事業であること

これについては、現時点で、次の三つの観点から、全く不要な事業であることが明らかである。

(1) ① 平成 24 年度予測がでたらめであること

佐世保市は、石木ダム事業の前提として、「必要水量は 117,000 m³/日であるが、佐世保市の保有水源は 77,000 m³/日しかなく、したがって、40,000 m³/日が不足するので、石木ダムを建設して補う必要がある」としている。

この「必要水量は 117,000 m³/日である」根拠となっているのは、佐世保市の平成 24 年度水需要予測であるが、これは全くでたらめの予測であり、単に、石木ダムを建設する必要性を作り出すために「水増し」して作成されたものである。

でたらめな予測に基づく石木ダム事業は全く不要な事業である。

(2) ② 佐世保市が、保有水源の評価を誤っていること

佐世保市は「佐世保市の保有水源は 77,000 m³/日しかない」と述べているが、実際には、少なくとも慣行水利権 22,500 m³/日がある。

佐世保市が、この「慣行水利権 22,500 m³/日」を保有水源として認めないことは、全く合理性がなく、単に、石木ダムを建設する必要性を作り出すために、そう言っているにすぎない。

したがって、仮に平成 24 年度予測の通り、水需要が伸びたとしてもなお、佐世保市では石木ダムを建設しなければならないほどの水不足は生じない。

(3) ③ 将来的に水不足が生じることはあり得ないこと

仮に、平成 24 年度予測が「適切に」作成されたとしても、現時点で、全く外れている。したがって、実際には、平成 24 年度予測が予測する最終年度である平成 36 年度においては、この予測よりもはるかに下回る水需要しか生じない。いや、平成 36 年どころか、人口減少と節水機器の普及が続く限り、今後の水需

要は、現在の状態で推移する。したがって、石木ダムがなくても水需要不足は起こらず、石木ダム事業は全く不要な事業である。

- 3 前項の①については、別訴で争点となっていることから、本件訴訟では、別訴の証拠あるいは証人調書の写しを提出することで立証し、特に証人尋問は考えていない。

前項②のうち、平成 24 年度時点で、「本件慣行水利権を保有水源と評価しないこと」の問題点も、別訴で争点となっていることから、本件訴訟では、別訴の証拠あるいは証人調書の写しを提出することで立証し、特に証人尋問は考えていない。

しかし、現時点で、「本件慣行水利権を保有水源と評価しないこと」の問題点は、別訴では争点となっていない。他方、現時点で「本件慣行水利権を保有水源と評価する」のであれば、石木ダム建設の必要性はなくなる。従ってこの点についての証人尋問の必要性は高い。

また、前項③については、別訴で全く争点となっていない。そして、現時点で予測される平成 36 年度の水需要が、平成 24 年度予測の予測値と比べて明らかに著しく低い場合、石木ダム建設の必要性はなくなる。従ってこの点についての証人尋問の必要性も高い。

この点について事項で詳しく論じる。

第2 「現時点で」の評価について

- 1 前記の通り、現時点で「本件慣行水利権を保有水源と評価する」場合、あるいは現時点で予測される平成 36 年度の水需要が、平成 24 年度予測の予測値と比べて明らかに著しく低い場合、石木ダム建設の必要性はなくなる。

たとえば、平成 24 年度時点では、本件慣行水利権を保有水源と評価することはできず、従って、保有水源は 77,000m³/日しかないと判断したことが正しかったとしても、またたとえば平成 24 年度時点では、平成 36 年度の必要水量が 117,000

m³/日と評価したことが正しかったとしても、現時点で、再検討した結果、本件慣行水利権を保有水源と評価すべきである場合、あるいは平成 36 年度の必要水量が 117,000m³/日をはるかに下回ると評価すべきである場合、ともに、石木ダム建設の必要性はなくなる。

本件訴訟は、事業認定取消訴訟ではなくて、工事差止訴訟であり、争点は、現時点で、原告らの権利侵害と石木ダム建設の必要性とを比較考量して、差止の必要性があるかないかであり、上記は本件訴訟の重要な争点である。

2 本件慣行水利権の評価について

(1) まず、佐世保市は、現時点でも、「本件慣行水利権は保有水源とは言えない」としているようであるが、本当に今なお、そう判断しているかどうかは明確ではない。従ってこの点を確認することは重要である。

(2) 平成 24 年度時点で、本件慣行水利権は保有水源とは言えない」と評価した根拠は、「10 年に 1 回程度の渇水である平成 19 年度において十分な取水ができなかったこと」である。

ところでまもなく平成 30 年度が終わろうとしている。とすると、平成 31 年度(理屈上は「令和元年度」であるが、以下「平成」で通す)の時点で 10 年に 1 回程度の渇水時期は、平成 19 年度ではなくて、平成 21 年度から同 30 年度の中のもっとも降雨が少なかった年となる。20 年に 2 回程度の渇水、30 年に 3 回程度の渇水、としても、平成 19 年度ではなくなる。

その時に、本件慣行水利権が、保有水源として評価するに値しないほど取水ができなかったかどうかで、評価は変わるはずである。

(3) もっとも「10 年に 1 回『程度』の渇水だから、現時点でも『平成 19 年度を基準にする』」という見解も確かにあり得る。

その場合でも、佐世保市が、現時点で、本件慣行水利権を保有水源として評

価しないことのもととなっている年度をいつと想定しているのか、その想定は合理的かどうかは、本件の判断に重大な影響を与える。

- (4) また、平成 24 年度に本件慣行水利権を保有水源として評価しなかった根拠は、実は非常に曖昧かつ不合理である。

現在の佐世保市水道局も、同様の理由/基準で、(対象となる渇水年度は違ってもかもしれないが)本件慣行水利権を保有水源として評価できるかどうかを判断するのか、それとも、別の基準で判断するのか、そしてその判断が現時点で合理的かどうか、本件訴訟に影響を与える。

- (5) 以上について、佐世保市水道局の責任者に対して、どのような事実に基づき、どのように判断しているのか、その事実認識、判断基準、判断過程が合理的かどうかを尋問することは不可欠であるし、それをすることなく、「現時点で本件慣行水利権を保有水源から除外することが合理的」かどうかの判断はできない。

したがって、佐世保市水道局の責任者である谷本氏の尋問は不可欠である。

3 現時点での平成 36 年度の必要水量について

- (1) 現時点で、平成 24 年度以降平成 30 年度までの佐世保市水需要の実績が出揃っているはずである。

平成 24 年度予測時における「平成 36 年度」は 12 年も先のことであったが、現時点ではわずか 6 年後である。

12 年も先のことを予測するのであるから、「真摯かつ適正に」予測したとしても種々の要因により、予測が外れることはありうる。原告らも「予測が外れたから即不合理」と主張しているわけではない。加えて、すでに述べたように、「平成 24 年度予測が誤っていたかどうか」についての立証は、別訴で行っており、本件訴訟ではその成果を書証として提出しているし、今後もする。

- (2) しかし本件訴訟で問題としているのは、現時点における石木ダムへの水源開発の必要性であるから、前記の観点ではなくて、まさしく、わずか 6 年後の佐

世保市の水需要予測について、現在どう予測できるかということである。

確かに、わずか6年後とはいえ、本件訴訟結審時に、平成36年度の水需要予測がどうなるかを正確にすることは、訴訟手続きの限界を超えており、不可能かもしれない。

しかし、「平成24年度予測における平成36年度水需要予測値が、現時点で見ても合理的か、あるいは著しく過大か」という判断は、本件訴訟で可能であるし、同時に、その判断もまた本件訴訟に重大な影響を与える。

(3) 「平成24年度予測における平成36年度水需要予測値が、現時点で見ても合理的か、あるいは著しく過大か」という判断をする際には、まず絶対に、平成30年度までの平成24年度予測における予測値と、実際の実績値の比較が不可欠である。これは、被告佐世保市が述べる通り、客観的証拠であり、証人尋問で明らかにする必要はない。

(4) では、「客観的数値が明らかになればその判断ができるのか」ということになると、そうではないはずである。その予測値と実績値を比較検討しながら、その「数値」の持つ意味を評価した上で、「現時点では、平成36年度の必要水量はこうなりそうだ」という評価が必要となる。

特に被告佐世保市は、「実績値が予測値より著しく低い」ことは認識している。それでも石木ダム建設の必要性があると言い張るのであれば、その合理的根拠は、

① 実績値が予測値より低い、それでも、これこれの理由で、現時点での平成36年度の予測値は、平成24年度予測の予測値と、それほど変わらない(少なくとも「著しくは変わらない」)、

② これこれの理由で、平成〇〇年度(「平成36年度」よりも後の年度が入る)には、平成24年度予測における平成36年度予測値に近い水量が必要となる、

③ 石木ダムは、水需要予測とは別のこれこれの理由で必要である

④ これこれの理由で保有水源は 77,000 m³よりもさらに少なくなるなどが考えられる(③④を「石木ダム建設必要性の合理的根拠」と評価できるかは若干疑問であるが)。

佐世保市は、現在、このことを検討しているはずであるし、検討していなければならない。絶対に「平成 24 年度時点で、石木ダム建設の必要性が認められたのだから、そのあとで、必要性が亡くなったとしても、建設を強行することは正しい」などという理屈は許されないからである。佐世保市が、頑なに谷本氏の証人尋問に反対するのは、よもやあり得ないとは思いますが、まさしくそのように考えているからだと思わざるを得ない。

(5) 佐世保市が「今日現在、今後の水需要予測がどうなるのか全く考えていません」と答えることは絶対に許されないが、実際問題として、そう答えるはずもない。なぜならば、前回の書面で指摘したことであるが、佐世保市は、遅くとも平成 34 年度内に本件事業の必要性について再評価をしなければならず、その時、平成 24 年度予測と同趣旨の予測(おそらく「令和 4 年度予測」と呼ばれることになる)を作成する必要がある。その準備をすでに始めているはずだからである。

いや、再評価云々以前に、水道行政に責任を持つものとしては、常に、現在までの水需要実績と今後の傾向と対策をしていなければならないし、しているはずである。

従って、佐世保市としては、具体的数値を出せるかどうかはともかく、今後の水需要が、どういう事実を根拠に、どのようになると評価しているのか、当然に把握している。

(6) 被告佐世保市は、この「今後の水需要が、どういう事実を根拠に、どのようになると評価しているのか」について詳らかにしない。

もし、佐世保市が「実は、平成 36 年はもとより、いつになっても、水需要は

この程度にしかならず、したがって石木ダムは建設しなくてもよい」という評価をしているのであれば、それを隠して、石木ダム建設を強行することは許されない。

他方、上記(4)で掲げた①ないし④(あるいはそれ以外の理由)で、今なお、石木ダム建設は必要であるというのであれば、「どういう事実を根拠に、どのような評価基準により、今なお、石木ダム建設は不可欠である」と考えているのかを明らかにした上で、その判断が合理的かどうか、本件訴訟で判断されなくてはならない。

そのためには、やはり佐世保市水道局の責任者である谷本氏の尋問が不可欠となる。

第3 結論

以上述べてきたように、現時点で、石木ダム建設の必要性があるかどうかは、本件の重要争点であるし、それによって、本件訴訟の結論は左右される。

この点について、「佐世保市はこう考えている」という主張をした上で、それに沿うような資料を提出するだけで、足りるものではない。なぜならば、その前提事実が正しいのか、判断基準が正しいのか、判断過程が正しいのかが問題となるからである。

前提事実が正しくないこと、判断基準が正しくないこと、正しく判断をしていないことについて、原告らに立証責任を負わせるのであれば、原告らに最善の立証を尽くさせる機会を確保しなければならない。

原告らが上記のことを明らかにするには、原告らとしては、そのような判断をしている佐世保市水道局責任者である谷本氏を尋問もすることによってしか、達成できない。

したがって、谷本氏の尋問は不可欠である。

以上